

## 積載の制限

JJ1SXA 池

最近  $5/8$  入のモービルホイップをつけた局も増えましたし、ワンボックスカーの局も多く、 $1/2$  入をつけていると結構地上高が高いと思います。

今までに、そのことで注意を受けたことはないでしょうか？私は、大分昔のことですが、ある商店街を走行中、後方から来た白バイの警官に、「道路上空の設置物にぶつかるでは無いか、その長さは違反だろう」と、注意を受けたことがあります。

普通なら、「はい済みません」と言うところですが、警官の態度が一寸横柄過ぎたので、むらむらと反抗心が起きて、「何で違反ですか？道交法上では違反では無いですよ、むしろ商店街の設置物が違反しているのでは無いか、道路の占用許可を受けていないのでは無いかと思うので、指導するなら向こうの方だよ」と反論しましたが、その時に役立ったのは、しっかり調べておいた道交法の知識です、道路の占用の許可については、道路法施行令第 32 条に規定があります。

しかし、仕方なく納得した相手もさるもの、その後いやがらせで？しばらくの間、すぐ後について走っていました、こちらは走りにくいこと夥しかったです hi

この道交法の規定について、大分前の **TWO-FORTY** 誌に一度書いたのですが、整理が悪いので何号だったのか見つかりません、同じように見つからない、覚えていない方も居るのでは無いかと勝手な判断で再度書きます。

道路交通法施行令第 22 条(自動車の乗車又は積載の制限)で、積載物の長さは、自動車の長さとその長さの  $10$  分の  $1$  の長さを加えたもの(ただし、自動車の車体の前後から自動車の長さの  $10$  分の  $1$  の長さを超えてはみ出さないこと)、幅は、自動車の幅(車体の左右からはみ出さないこと)、高さは、**3.8**メートルとなっています。

$5/8$  入のモービルホイップをつけた場合にこの条件を満たしていることを、何時でも説明できるようにしておきましょう、勿論、この条件に当てはまる事が前提です。

高速道路の料金所の天井に、高さ制限、**3.8**メートルの表示のある鉄板が釣り下がっています、そこにぶつかなければ大丈夫です、エレメント長を **3.6**メートルにしたいところですが、マッチングボックスの取り付け高さを考えると難しいですね。

この他、分割できない長い梯子やマスト、ブームで自動車の長さプラス  $10$  分の  $1$  の長さを超えるものを積載する場合は、出発地警察署長の「制限外許可」を受け、運転中、許可証を車両の前面の見やすい個所に掲示しなければなりません。

また、この場合は、積載物の見やすい個所に昼間は **0.3** 平方メートル以上の大きさの赤色の布を、夜間は赤色の灯火または反射器をつけなければいけません、移動運用に長大物を車載する各局は気をつけて下さい、決して、赤い布や灯火をつけるだけでOKと言うわけではありません、違反点数・反則金が課されます、積載方法違反、

積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反はすべて違反点数**1**点です。

積載とは関係無いですが、道路交通法から、知っているといいかなと思う項目を拾い出してみます、そんな事は常識だよという方もあるし、以外に、ああそうなんだということがあっても知れません。

減多に無いことですが、故障自動車を牽引する場合、道路交通法施行令第**25**条に「故障自動車の牽引」という規定があり、牽引する自動車と故障自動車相互を堅ろうなロープ等によつて確実につなぐこと、牽引する自動車と故障自動車の間の距離は、5メートルを超えないこと、故障自動車には運転免許を受けた者が乗車してハンドルその他の装置を操作すること、牽引しているロープ等の見やすい箇所に**0.3**メートル平方以上の大きさの白色の布をつけることなどの規定があります。

牽引の経験のある方はご存知でしょうが、牽引する方も牽引される方も慣れないと結構難しいものです、自動車間の距離は、5メートルを超えないこととなっていますが、余り短か過ぎると怖いですよ、牽引ロープの長さの許す限り5メートルに近い方が良いですし、気をつけなければいけないのは、信号は余裕を持って進入しないとイケません、また、停止後の発進は十分に気をつけないと、ロープを切る恐れがあります。

素人が牽引するのは、難しいし、危険も伴います、そういう時は、専門の業者に依頼するほうが賢明のようです。(牽引違反は違反点数**1**点)

道路交通法第**50**条(交差点等への進入禁止)の「交差点内で停止することとなり、他の車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、交差点に入つてはならない」ということは、ご存知だと思いますが、この罰則はどうなっているか知っていますか、大したことは無いだろうと多寡をくくっている方が大部分では無いでしょうか？5万円以下の罰金が正解です、思っていたより思い罰則では無いですか？渋滞気味の時は前方の状況を判断し、無理に交差点に入らないで下さい。

同じく、道路交通法第**52**条(車両等の灯火)で、「車両等は、夜間、道路にあるときは、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない」とありますし、「夜間他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合に、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない」となっています、まぶしい光を浴びせて事故を起こさせるようなことの無いように気をつけるのはあたり前のことです。

ところで、「夜間というのは、日没時から日出時までの時間をいう」と定義つけられていますし、この条の罰則は、第**50**条違反と同じく5万円以下の罰金です。

最後に、駐車違反ですが、停車禁止場所での違反点数は**2**点ですが、駐停車禁止場所での違反点数は**3**点です、いずれにしても違法駐車はやめましょう。

・・・少しは参考になったでしょうか？それとも余計なお世話？・・・